

阿蘇市阿蘇体育館指定管理者募集要項

阿蘇市では平成18年9月から公の施設の効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」を導入しています。

今回、指定期間が令和2年3月31日で満了します「阿蘇市阿蘇体育館」について、引き続き設置目的を効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称（総称：阿蘇市阿蘇体育館）

阿蘇市阿蘇体育館（第一体育館、第二体育館）

阿蘇市阿蘇体育館武道場

阿蘇市阿蘇多目的広場

(2) 所在地

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧267番地

(3) 施設の設置目的、役割等

阿蘇体育館は市民の体育・スポーツの振興及び文化の高揚を図ることを目的として、体育施設の機能と文化会館的な機能を有する総合施設として昭和58年に整備されました。室内スポーツは勿論のことコンサートや講演会などに利用できる多目的総合体育館です。また、アリーナだけでなく武道場・トレーニング室・研修室・シャワー室、その他に照明施設、音響システム、冷暖房完備など充実しており、スポーツ合宿やイベント等で幅広く利用されています。

(4) 施設の沿革

昭和58年9月（施設供用開始）

平成8年度～平成10年度（国民体育大会空手道競技会の開催に向けて、武道場改築、アリーナ、観覧席、施設間の屋根設置等の大規模改修を行う。）

(5) 施設内容、規模等

管理業務仕様書のとおり（別紙1）

(6) 現在の管理運営体制

（株）ASOワークネット（指定管理者）

(7) 施設の利用実績

利用実績表のとおり

(8) 管理物品

管理物品は「別紙2 物品一覧表」で示した備品を市から無償で貸与します。なお、管理物品の取り扱いについては、協定で定めるものとします。

また、市が無償で貸与する以外の備品（設備機器類を含む）が必要な場合は、指定管理者が負担するものとします。

2 募集のスケジュール

※募集要項の配布期間を令和元年8月1日（木）～令和元年9月30日（月）の午

前8時30分～午後5時としています。

(1) 質問受付期間

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和元年8月1日(木)～令和元年8月30日(金)
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除きます)
- ② 受付方法 「指定管理者指定申請に関する質問書」に記入の上、FAXで提出してください。
送付先：阿蘇市役所教育部教育課社会体育係 担当：足立
FAX：0967-22-5205
- ③ 回答方法 令和元年9月2日(月)から令和元年9月6日(金)までに質問者に対しFAXで回答します。

(2) 現地説明会の実施

現地説明会を次により実施します。

- ① 開催日時 令和元年8月20日(火)
午前9時から1時間程度
- ② 開催場所 阿蘇市阿蘇体育館
- ③ 申込方法 「指定管理者募集に関する現地説明会 参加申込書」に記入の上、FAXで申込みください。
送付先：阿蘇市役所教育部教育課社会体育係 担当：足立
FAX：0967-22-5205
- ④ 申込期限 令和元年8月7日(水)午後5時まで
- ⑤ その他 現地説明会への参加人数は、1団体3名までとします。
必ず事前申込が必要です。事前申込をせず当日直接の参加はお断りします。また、日時の変更には応じられません。

(3) 申請書の事前確認

提出書類が揃っているか事前に確認を行いますので、前もって担当者に連絡して日程を決めてください。

申請書に不足・不備があった場合、失格となることがありますのでご注意ください。この確認は審査ではありませんので、申請価格等は記載しなくても構いません。質問に係る回答を令和元年9月6日(金)までとしていますのでご承知ください。

(4) 申請書提出先及び提出期間

- ① 提出先 阿蘇市役所(3階)教育部教育課社会体育係 担当：足立
〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1
電話 0967-22-3229(直通)
- ② 提出期間 令和元年8月1日(木)～令和元年9月30日(月)
午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除きます)
郵送の場合、書留郵便により令和元年9月30日(月)午後5時までに必着すること。提出期限は厳守してください。
電子メール、FAXでの提出は認めません。
- ③ 提出部数 申請書類等を正本1部、副本(コピー)6部提出してください。
詳しくは「4 申請書類等」をご覧ください。

提出書類は、原則として日本工業規格 A 4 版とし、1 部ずつ綴じて提出してください。

※全部数を封筒に入れてクチ・セナカ・シリを団体印（もしくは団体代表者。私印可）で封印のうえ提出すること。

3 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることを応募資格とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 阿蘇市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定による指定の取消を受けたことがないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑤ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が県知事に対して行われ、当該状態が常態化する等、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑨ 国等が行う各種統計調査に全て協力していること。
- ⑩ その他当該施設を管理運営するに当たり、市が必要と認める要件を有していること。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ⑪ 代表団体を選出し、市とのやりとりについては代表団体が行うこと。
- ⑫ 申請書の記名押印等については、応募者全員が行うこと。
- ⑬ 「4 申請書類等」の（3）については、応募者それぞれについて提出すること。
- ⑭ 申請については、一申請者につき一提案に限ります（重複申請の禁止）。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。なお、グループの全ての構成員が「3 応募資格」の①から⑨までの全てを満たすことが必要です。

4 申請書類等

申請に当たっては、次の書類を市に提出（正本 1 部、副本（コピー）6 部）してください。市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。

また、申請書類等の申請に要する経費はすべて申請者が負担し、審査終了後においても、申請書類等の返却はしませんのでご了承願います。

なお、申請書類等は公表することがありますので、公表できない書類や内容がある場合には、申請者の責任において公表できない理由を明確にされ、提出の際に申し出

てください。

(1) 指定管理者指定申請書（別記様式）

（添付資料）

- ① 当該施設の指定期間内における管理業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書（※5（2）の選定基準と配点を熟読の上、作成してください。）
- ② 定款（寄附行為）の写し
- ③ 登記簿謄本（法人以外の場合（3）を参照）
- ④ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録

(2) 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

- ① 法人の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- ② 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ③ 指定の申請に関する意思決定を証する書類（総会等の議事録等、議題名のみは不可）
- ④ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 法人の事業報告書及び収支計算書（過去3年分）
- ⑥ 法人税・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑦ 法人事業税・法人県民税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑧ 法人の市区町村税の納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑨ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ⑩ 当該施設の管理に従事を予定している従業員名簿

(3) 申請者が法人でない場合は、次に掲げる書類

- ① 規約、会則等（団体の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの）
- ② 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ③ 団体代表者の住民票の写し
- ④ 団体構成員全員の名簿
- ⑤ 指定の申請に関する意思決定を証する書類（総会等の議事録等、議題名のみは不可）
- ⑥ 団体の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 団体の事業報告書及び収支計算書（過去3年分）
- ⑧ 団体構成員全員の市町村税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- ⑨ 当該施設の管理に従事を予定している者の名簿

(4) グループで申請する場合は、グループ構成員表及びグループの協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求団体、受領団体等を明らかにした書類）

(5) その他市長が必要と認める書類

5 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、阿蘇市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選定事項に従い審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

また、選定委員会の委員に対してプレゼンテーション（提案説明）を実施していただく場合があります。日程は追って連絡します。

なお、応募資格を満たさない応募者については、審査の対象外（無効）とします。

(2) 選定基準と配点

No.	選定項目	審査項目	内容	配点
1	事業計画の内容が、住民の平等な使用を確保するものであるか	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	10
			市が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	
		平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	団体の経営モラルは適切か	
			事業等の内容に偏りはないか 生活弱者等へ配慮されているか	
2	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	20
			利用拡大の取り組み内容は適切か	
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上のための取り組み内容は適切か	
			募集要項に示した内容の提案は適切か	
			自主事業の提案は市が意図した企画となっているか	
			全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか	
			施設管理、安全管理は適切か	
			維持管理は効率的に行われているか	
3	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	施設管理運営に係る経費の内容	施設管理運営に係る収支計画等は適正に計画されているか	20
4	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	30
			収支計画の実現可能性があるか	
		安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か	
			職員採用、確保の方策は適切か	
			職員の指導育成、研修体制は十分か	
		安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か	
			金融機関、出資者等の支援体制は十分か	
類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか			
5	その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	20
		公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか	
		情報公開	阿蘇市情報公開条例の規定について、理解があるか	
		人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか	
		苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか	
合 計				100

(3) 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格と

なることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- ⑥ 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ⑦ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

なお、審査内容や他の申請者などに関する質問等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 候補者選定後における手続き

指定管理者の指定には、阿蘇市議会の議決が必要となります。

このため、市は指定管理者の候補者に対して、必要に応じて提案内容の趣旨を変更しない範囲において内容の修正を求めることができるものとし、指定管理者の候補者はこの修正協議に応じなければなりません。

なお、修正協議が整わない場合には、当該指定管理者の候補者から除外する場合があります。

また、議会による議決が得られなかった場合、市は、指定管理者の候補者が準備等に要した経費など一切の費用補てんは行いません。

6 管理の基準

(1) 基本的方針

指定管理者は、阿蘇市体育館等条例及び阿蘇市体育館等条例施行規則、関係法令等を遵守し、阿蘇市阿蘇体育館の設置目的に適合した管理と運営をします。

(2) 休館日

休館日は毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）とします。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、または休館日以外の日に休館することができます。

(3) 利用時間

阿蘇市体育館等条例第5条の規定に基づき、午前8時から午後10時までとします。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、利用時間を変更することができます。

(4) 料金体系

阿蘇市体育館等条例に基づくものとします。

(5) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 阿蘇市体育館等条例及び阿蘇市体育館等条例施行規則

- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則、その他行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- ④ 建築基準法、消防法ほか関係法令
- ⑤ その他

ア 指定管理者は、施設の管理に関して知り得た個人情報の保護を図るため、阿蘇市個人情報保護条例第12条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければならない。

イ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、阿蘇市行政手続条例第2章の規定によること。

また、同条例第13条の規定に基づき、指定管理者がしようとする不利益処分に係る意見陳述のための手続きは市が行います。

ウ 指定管理者は、阿蘇市行政手続条例の規定に従い審査基準（第5条関係）、標準処理期間（第6条関係）を定め、これを事務所において備付けその他適当な方法により施設の利用者に公にしなければならない。

エ 指定管理者が行う阿蘇市阿蘇体育館の利用者に対しての各種の指導については、阿蘇市行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、市の機関に準ずるものとして、同章の趣旨に則り適切に行うこと。

オ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録は、阿蘇市情報公開条例に規定する公文書として適正に保管し、阿蘇市文書規定（平成17年訓令第5号）第31条に準じ保存すること。指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、市の指示に従って引き渡すものとする。

カ オの文書等について、市長に対し阿蘇市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の請求又は阿蘇市情報公開条例に基づく公文書の開示の請求があった場合において、市長からこれらの請求に係る文書等の提出を求められたときは、これに応じること。

キ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）に努めること。

（6）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。

（7）備品及び物品の管理

指定管理者は、施設の備品及び物品の維持管理を適切に行うこと。

（8）利用者への周知

指定管理者は、指定管理者の名称と連絡先、市の所管課名と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記する等、指定管理者が管理運営している市の施設であることを明示すること。

（9）守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることを禁止します。指定期

間が終了した後も同様とします。

(10) 事業計画書及び収支予算書の提出

指定管理者は、次年度の事業計画書及び収支予算書について、あらかじめ市と調整を図った上で作成し、原則として毎年度10月末までに提出してください。

(11) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次の事項に関する事業報告書を作成し、市長に提出していただきます。

- ① 指定管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 指定管理業務に要した経費の収支状況
- ⑤ その他管理の実態を把握するための文書

(12) 市内雇用及び市内発注等への配慮について

指定管理者が行う管理業務に必要な人員については、特別な理由がある場合を除き、阿蘇市内居住者からの雇用を図っていただくとともに、現指定管理者からの雇用の継承についても配慮してください。また、業務の発注や物品の調達等においても市内事業者への発注に努めてください。

(13) 避難所としての役割

本施設は、災害時における市の指定避難所になっています。

災害発生の有無に関係なく、事前に住民避難のため市が優先的に避難所として利用（開設）することがあります。

その際、利用者の利用や自主事業、業務等が制限（施設利用予約の取消し、臨時休館等）されることをご承知願います

(14) その他

管理の基準の細目については、市と指定管理者で締結する協定で定めるものとします。

7 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

8 業務の範囲

指定管理者が行う指定管理業務は、次のとおりとします。

- (1) 施設の運営管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (4) 自主事業に関する業務

- a 指定管理者は、自主事業として自らの予算において、積極的に企画し実施するものとする。なお、自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とします。
- b 自主事業の内容は、市長の承認を得て、原則として施設設置の目的に沿ったものであること。

(5) 管理上、市長が必要と認める業務

① 施設管理に関する業務

- ア 施設、各種設備の点検
- イ 燃料費（灯油、重油、ガス）及び電気料、上下水道等の光熱水費の支払い
- ウ 消耗品の調達、備品及び物品の管理
- エ 修繕工事等（別途協定書に定める軽微なものに限る。）
- オ 水質検査等
- カ 植栽管理、駐車場の管理に関する業務

② 清掃に関する業務

- ア 屋外公衆トイレの清掃等

③ 利用管理に関する業務

- ア 利用案内、利用指導、利用促進、公聴広報等
- イ 事故、災害等緊急時の対応
- ウ 関係機関との連絡調整等
- エ 施設利用状況等の調査、報告

④ ①～③に掲げる事項のほか、別紙管理業務仕様書に定めるとおり

⑤ その他、阿蘇市阿蘇体育館の管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）、不服申立に対する決定（同法第244条の4）など法令等により市長のみ権限を属することを定められている事務を除く業務

9 管理に要する経費

(1) 利用料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる「利用料金制」を採用します。

指定管理者は、利用料金収入及びその他の収入により管理運営することとなります。

利用料金については、阿蘇市体育館等条例第12条で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

(2) 管理運営経費及び納付金

① 指定管理料

利用料金制度を採用する場合、通常、施設の管理運営経費見込額（人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、設備保守点検費、維持管理費用等）、事務費等の管理運営に要すると見込まれる費用の総額）から利用料金収入見込額を差し引いた額を指定管理料の額としています。

指定管理者制度において、市は選定された指定管理者が提示した額を上限として指定管理料を支払います。指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）、

支払時期、方法等については、市と指定管理者との間で締結する年度協定書によって決定することとします。

阿蘇市阿蘇体育館の管理運営に係る指定管理料の基準価格については次のとおり設定しております。応募者は、申請に当たって基準価格の範囲内で、各年度の指定管理料に基づいて事業計画書及び収支予算書を作成してください。基準価格を超える提案があった場合には、当該申請は失格としますのでご注意ください。

基準価格 79,520千円（消費税は含みません）

（年度内訳）

令和2年度 15,904千円

令和3年度 15,904千円

令和4年度 15,904千円

令和5年度 15,904千円

令和6年度 15,904千円

② 変動納付額

阿蘇市阿蘇体育館の指定管理者となったときは、収入額（利用料金収入＋その他収入）から管理運営費を差し引いた額につき、下記のとおり指定管理者としての期間中、毎年度、市に納付していただきます。納付の方法は、別途定めることとします。

（「利用料金収入」＋「その他の収入」）－「管理運営費」＝【A】	市への納付金
【A】が、0円以下の場合 （市の補填はありません）	0円
【A】が、0円を超え、100万円以下の場合	市への納付の必要は無い
【A】が、100万円を超える場合	（【A】－100万円）×50%の額

※ 市への納付金算出において、千円未満は切り捨てとする。

ただし、災害等その他の事由により相当の期間営業ができない等特別な事情が発生したときは、当該年度の納付額について市と指定管理者との間で協議の上、決定するものとします。

（3）管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、当該業務専用の口座により管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(4) 開業準備経費

指定管理者は自らの負担において開業準備を行うものとし、それに係る経費について市は一切負担しません。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、阿蘇市議会の議決が必要です。

なお、指定については、指定の相手方に通知するとともに、告示を行います。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理者と市は協議の上、指定管理業務に関し指定期間の包括的な事項を定めた「基本協定」及び初年度の納付金を含む実施事項を定めた「年度協定」を締結します。年度協定は、年度ごとに協議の上、更新します。

なお、指定管理者が法人等のグループである場合には、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出してください。

(3) 留意事項

- ① 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決においても、指定しないことがあります。
- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - イ 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認めるとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ① 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については(2)のとおりとします。
- ③ 指定管理者は、指定管理期間が終了する概ね1週間前までには、施設及び設備を速やかに原状回復するとともに、次期管理者からの求めに応じ、事務及び運営などの引継ぎを円滑に行わなければなりません。
- ④ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責に帰することができない事由による場合

市又は指定管理者が、不可抗力その他市及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になったと判断した場合には、両者は事業継続の可否等について協議するものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

また、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

③ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の団体等と、指定管理候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

④ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

市と指定管理者のリスク分担は、下表のとおりとします。

ただし、下表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変更に伴う経費の増		●
その他	事業導入等による運営経費減に伴う指定管理委託料の見直し	協議により定める	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		●
周辺地域住民への対応	地域との協調		●
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		●
	上記以外の事項	●	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	●	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令の変更		●
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更	●	
	一般的な税制度の変更		●
政治・行政的理由による事	政治・行政的な理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場	協議により定める	

業変更	合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	●	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		●
資金調達	市から指定管理者への支払遅延によって生じた事由	●	
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由		●
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		●
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	●	
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等（20万円以下のもの）		●
	上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの等（上記以外のもの）	●	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		●
	上記以外の事由によるもの	●	
第三者への賠償	管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		●
	上記以外の事由により損害を与えた場合	●	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		●
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の徴収費用		●

1 2 添付書類・様式

(1) 添付書類

- ① 阿蘇市体育館等条例及び阿蘇市体育館等施行規則
- ② 管理業務仕様書
- ③ 利用実績表

(2) 様式

- ① 指定管理者指定申請書（別記様式（第2条関係））
- ② 事業計画書（様式1）
- ③ 収支予算書（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 指定管理者指定申請に関する質問書（様式4）
- ⑥ 指定管理者募集に関する現地説明会 参加申込書

1 3 問い合わせ先・担当

住 所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
郵便番号 〒869-2695
担当課名 阿蘇市役所教育部教育課
担当者名 社会体育係 足立
電話番号 0967-22-3229（直通）
ファックス番号 0967-22-5205
メールアドレス kyouiku@city.aso.lg.jp

別紙 1

阿蘇市阿蘇体育館管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、阿蘇市阿蘇体育館、阿蘇市阿蘇体育館武道場、阿蘇市阿蘇多目的広場（以下「体育館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定める。

2 施設の概要

(1) 名称 阿蘇市阿蘇体育館

(2) 所在地 阿蘇市内牧 2 6 7 番地

(3) 規模 敷地面積 19,813 m²

①第1体育館 3,482 m²

②第2体育館 633 m²

③武道館 693 m²

④駐車場他 15,005 m²（内、多目的広場 3,300 m²）

(4) 施設概要 ①第1体育館（バレー3面、バスケット2面、バドミントン6面、卓球、放送室、ステージ、トレーニング室、体力測定室、研修室、スポーツ相談2階客席1000席、男女シャワー室、男女更衣室、男女トイレ）

②第2体育館（バレー面、バスケット1面、バドミントン3面、卓球、男女更衣室、）

③武道場（1階剣道場、2階柔道場、会議室、男女更衣室、男女トイレ）

④その他 屋外トイレ、冷暖房空調機

(5) 利用実績 別添利用実績表のとおり

3 休館日 毎週月曜日とする。

4 利用時間 午前8時から午後10時までとする。

5 管理等に関する基本的内容

指定管理者は体育館の管理のため、阿蘇市体育館等条例に基づき、常に公共性の保持に努め、次の業務を行うこと。

(1) 施設利用者の受付に関する業務。

(2) 施設及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務。

(3) 施設等の使用許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務。

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務。

(5) 施設の運営管理に伴う関係法令に関する業務。

6 管理業務の範囲

(ア) 館内清掃

- ・第1、第2体育館のアリーナ及び武道場の定期的なワックス掛け及びモップ掛け
- ・研修室、体力測定室、男女トイレ14箇所、男女更衣室、男女シャワー室、ステージロビーの清掃

(イ) 館外周辺清掃

- ・屋外トイレ清掃、多目的広場の整地及び刈払機による除草、駐車場の清掃、落葉清掃、喫煙コーナーの清掃、外周フェンスの清掃

(ウ) 事務処理

- ・予約受付（予約台帳作成）、申請書送付、利用料の徴収、領収証の発行、館内巡視、月報、年報等の作成

(エ) 催事時

- ・音響設備の設営、イス、机の設置、土足シート敷き等

(オ) 法定点検及び定期報告

- ・消防法に基づく法定点検の実施（消防用設備点検及び防火対象物点検）
- ・建築基準法に基づく定期検査等の実施（建築物定期調査、建築設備定期検査）

(カ) 遊具点検

- ・遊具点検の実施（設置遊具の点検）

7 法令等の遵守

次に掲げる法令のほか、関連する法令は、それを遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法244条第2項及び同3項
- (2) 阿蘇市体育館等条例及び同施行規則
- (3) 協定の期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守する。
- (4) 消防法（第4章 消防の設備等）第17条の3第3項
- (5) 建築基準法第12条及び熊本県建築基準法施工細則第15条及び16条

8 物品の管理及び帰属

- (1) 指定管理者は、物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、異動が生じた場合は市に報告するものとする。
- (2) 指定管理者が、備品を購入しようとするときは、あらかじめ市に協議し承認を得るものとする。
- (3) 指定管理者が委託料以外をもって備品等を設置しようとする場合は、あらかじめ市に協議し承認を得るものとする。

9 管理が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難になったと認められる場合は、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合、市に生じた損害は、指定管理者が市に賠償しなければならない。

- (2) 不可抗力その他、市は指定管理者の責めに帰することができない事由により、施設の管理が困難となった場合は、市と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、協議の結果、当該指定管理者により施設の管理が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

10 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき協定書を締結する。さらに、必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

11 留意事項

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、阿蘇体育館の管理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議のうえ解決するものとする。

利用実績表(阿蘇体育館)

阿蘇市阿蘇体育館利用状況一覧(施設別明細)

平成30年度

	第一 体育館	第二 体育館	剣道場	柔道場	トレー ニング室	体力 測定室	研修室	スポーツ 相談室	グラウンド	その他	計
4月	3,934	136	179	10	0	38	32	15	0	9	4,353
5月	3,024	145	183	11	0	32	0	16	0	20	3,431
6月	1,882	220	187	15	0	19	3	13	0	37	2,376
7月	1,777	639	181	19	0	28	0	18	0	21	2,683
8月	3,524	278	167	34	0	30	0	12	0	17	4,062
9月	2,204	439	201	15	0	30	48	46	0	33	3,016
10月	2,166	414	248	22	0	17	0	16	0	55	2,938
11月	3,825	372	173	52	0	35	7	20	0	26	4,510
12月	1,969	163	172	44	0	40	0	14	0	13	2,415
1月	968	273	157	57	0	30	0	8	0	5	1,498
2月	1,602	141	173	80	0	24	0	0	0	6	2,026
3月	4,123	196	293	45	0	30	23	16	0	9	4,735
合計	30,998	3,416	2,314	404	0	353	113	194	0	251	38,043

利用実績表(阿蘇体育館)

阿蘇市阿蘇体育館利用状況一覧(利用者明細)

平成30年度

	利用内容			年代別				性別			備考
	行事	スポーツ	計	小中学生	高校生	一般	計	男	女	計	
4月	1,309	3,044	4,353	458	2,782	1,113	4,353	2,149	2,204	4,353	剣泉会少年剣道錬成大会・九州高校オリエンテーション・済々躰高オリエンテーション・熊本北高オリエンテーション・壱溪塾オリエンテーション
5月	2,981	450	3,431	276	1,070	2,085	3,431	1,735	1,696	3,431	優秀校招待高校剣道錬成大会・全日本ジュニアテコンドー選手権大会西日本地区大会・JA阿蘇事業推進大会
6月	1,700	676	2,376	516	10	1,850	2,376	1,052	1,324	2,376	第8回火の山大阿蘇歌の祭典・阿蘇中学校卓球部・バレーボール部練習・阿蘇郡市中体連(全免:円)・JA阿蘇総代会
7月	2,169	514	2,683	177	462	2,044	2,683	1,282	1,401	2,683	阿蘇郡市民体育祭・熊本県バスケットボールリーグ・阿蘇地域振興局ミニバレー大会・火の山卓球大会・阿蘇市住民健診(全免:円)・大阿蘇旗高校バスケットボール大会(全免:円)
8月	4,040	22	4,062	1,634	142	2,286	4,062	2,158	1,904	4,062	熊本県社会人バスケットボールリーグ・熊本復興支援コンサート・熊本北高校バスケットボール部合宿・キッズバスケットサマーフェスティバル・阿蘇市民復興まつり・熊大バドミントン部合宿・火の山旗少年剣道錬成大会(全免:円)・大分大学合気道部合宿
9月	3,016	0	3,016	758	9	2,249	3,016	1,502	1,514	3,016	熊本大学テコンドー部合宿・内牧保育園マーチング練習・ショートテニス熊本大会in阿蘇・内牧保育園運動会・日本居合道連盟熊本支部稽古・熊本県バスケットボールリーグ・阿蘇中央幼稚園運動会・阿蘇郡市剣道連盟
10月	2,050	888	2,938	254	3	2,681	2,938	1,083	1,855	2,938	阿蘇市民スポーツ大会(全免:円)・阿蘇市シルバースポーツ大会(全免:円)・社会福祉連合会運動会・阿蘇市戦没者追悼式(全免:円)・太極柔力球国際交流大会・JA阿蘇総合展示会
11月	1,202	3,308	4,510	800	1	3,709	4,510	1,858	2,652	4,510	阿蘇市文化祭(全免:円)・阿蘇市住民健診(全免:円)・阿蘇市子ども芸術祭・年末調整等説明会(全免:円)・阿蘇市人権フェスティバル(全免:円)・阿蘇郡市学年別卓球大会
12月	2,015	400	2,415	624	5	1,786	2,415	1,238	1,177	2,415	はまってるラージボール卓球大会・カルデラリーグ・ジュニアバドミントン大会・クリスマスカップバスケットボール大会(全免:円)・阿蘇市消防団年末警戒に伴う激励巡回(全免:円)
1月	1,073	425	1,498	329	10	1,159	1,498	720	778	1,498	阿蘇郡市マラソン大会・阿蘇市成人式(全免)
2月	135	1,891	2,026	868	9	1,149	2,026	692	1,334	2,026	阿蘇郡市小中学生剣道錬成大会・全九州大阿蘇旗争奪中学生バレーボール大会・阿蘇市生涯学習講座閉講式(全免:円)
3月	282	4,453	4,735	490	2,277	1,968	4,735	2,394	2,341	4,735	阿蘇山直轄砂防事業工事起工式(全免:376,800円)・スポーツ体験教室(全免:13,500円)・内牧分館スポーツ大会・第40回大阿蘇旗高校剣道錬成大会・砂取ジュニアバドミントンクラブ
合計	21,972	16,071	38,043	7,184	6,780	24,079	38,043	17,863	20,180	38,043	

阿蘇市阿蘇体育館 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
3256	50パイパーベルカラーDX		6	台
3257	アンプ	Panasonic RAMSA WL-R01	1	台
3258	エキスパンダー		1	台
3259	オープンロッカー	1760×880	5	台
3260	オープンロッカー	900×870	6	台
3261	ガラス陳列ケース		2	台
3262	キーケース	PLUS 180×420	1	台
3263	キッチンケース	OK23	1	台
3264	キャビネット		1	台
3266	コインロッカー		1	台
3267	コインロッカー		1	台
3268	サージャントメーター		1	台
3269	シャフト(大)		9	台
3270	スタンドマイク台		9	台
3271	スタンド式灰皿		4	個
3272	ストーブ		3	台
3273	スピーカ(小)		2	台
3274	スピーカ(大)		2	台
3275	ソファアー式		1	脚
3276	ダイナミックマイクロホン		2	台
3277	タイムアウト請求機	Molten Tos	2	個
3278	ダンベルはめ替えシャフト		4	枚
3279	チェストウエスト		1	台
3280	チャームサイクル	hujicharm cc-4	1	台
3281	チャームサイクル(バイク)	MONARK ERGOMED C818	1	台
3282	テレビ	TOSHIBA	1	台
3283	テレビ台		1	枚
3284	バーベルシャフトラック		1	台
3285	バーベルプレート		33	台
3286	バーベルラック(台)		1	台
3287	バーベル演技台		1	台
3288	ハイパワーマシン		1	台
3289	バスケット電光表示板	コントローラ付	2	個
3291	バトミントン支柱		9	個
3292	バトミントン得点板		6	個
3293	バトミントン得点板		2	個
3294	バレー・バスケット得点板		1	個
3295	バレーボール審判台		3	個
3296	バレーボール得点台		3	個
3297	バレーボール得点板	EVERNEW	5	個
3299	バレー支柱	2本1組	4	個
3300	パンチングボール		1	台
3302	ハンドマイク	TOA	2	台
3303	ピアノ式		1	台
3304	ピンマイク	panasonic WX-4300	4	個
3305	ベルトバイブレーター	NIPPYO WB-510	1	台
3306	ボールキャリア		1	個
3307	ボール整理かご		2	個
3308	ホワイトボード		1	台
3309	ホワイトボード		1	台
3310	ホワイトボード		1	台
3311	マイク	National WM-332	1	個
3312	マイク	panasonic WM-D 150-s	3	個
3313	マイク	panasonic WX-4100	2	個
3314	マイク	panasonic WX-4200	2	個
3315	マイク	SONY F-V910	2	個
3316	マイクスタンド		10	台
3317	マイクスタンド	National WN-172	1	台
3318	マイクスタンド	Panasonic WN-273F	4	台

阿蘇市阿蘇体育館 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
3319	マラソンランナー		1	台
3320	マルチスポーツカウンター	msc30 molten	2	台
3321	モップ立て(キャスター付)		1	個
3322	リストマシン		1	台
3323	リストロール		1	台
3324	レターケース	NEOX	1	個
3325	レターケース	金剛	1	個
3326	レッグカール		2	台
3327	レッグプレス		1	台
3328	ローイングマシン		1	台
3329	ロッカー	6人用 KOKUYO	1	台
3330	ワイヤレスアンテナ	WX-4690	1	台
3331	ワイヤレスマイク	National WX-480A	3	個
3332	ワイヤレスマイク充電器	WX-4450	2	台
3333	一輪車		1	台
3334	一輪車		3	台
3335	演台		1	台
3336	下駄箱		1	台
3337	下駄箱	103×850	1	台
3338	下駄箱	850×1800	1	台
3339	下駄箱	850×1800	2	台
3340	下駄箱	850×88	1	台
3341	花置台		1	台
3342	花置台		1	台
3343	会議用長机		8	台
3344	会議用長机(パネル付)		36	台
3345	館内案内図		1	個
3346	机		1	台
3347	机	グレー	1	台
3348	脚立		2	台
3349	金庫	VCHDA	1	台
3350	金庫	金剛	1	台
3351	空手マット台(車)		1	個
3352	空手競技用「型」計算機		1	個
3353	空手電光得点表示板	国体時使用	2	個
3354	掲示板		1	個
3355	懸垂バー		1	台
3356	肩掛け草刈機		1	台
3357	行事案内板		1	個
3359	傘立		1	個
3360	傘立		3	個
3361	司会者用演台		1	台
3362	支柱ラック		1	個
3363	支柱ラック		1	個
3364	芝刈り機		1	台
3365	消火器		29	本
3366	照明機	カラースタンド式	1	個
3367	身長計		1	台
3368	水平体重計	EVERNEW	2	台
3369	折りたたみ椅子	シート青	995	脚
3370	折りたたみ椅子	シート茶	499	脚
3371	折りたたみ椅子	シート緑	498	脚
3372	折りたたみ机		4	脚
3373	折りたたみ式卓球台	(株)三英V2DX	18	台
3374	掃除機	TOSHIBA	3	台
3375	掃除用具収納庫	ヨドコウ	1	台
3376	体重計	YAMATO	1	台
3377	台車		1	台
3378	大縄		1	個

阿蘇市阿蘇体育館 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
3379	卓球フェンス	(株)三英	10	個
3380	卓球フェンス入れ台		1	個
3381	卓球審判台		3	個
3382	卓球審判台		2	個
3383	卓球得点板	ニッタク	10	個
3384	帳簿立て(回転式)	KOKUYO	1	台
3386	長いす		1	脚
3387	長いす		1	脚
3388	長椅子		2	脚
3389	長椅子		1	脚
3391	長椅子(背無)		1	脚
3392	陳列ガラスケース		1	台
3393	鉄アレー	10kg 2本1組	1	個
3394	鉄アレー	1kg 2本1組	1	個
3395	鉄アレー	2kg 2本1組	1	個
3396	鉄アレー	4kg 2本1組	1	個
3398	鉄アレー	6kg 2本1組	1	個
3399	鉄アレー	7kg 2本1組	1	個
3400	鉄アレー	8kg 2本1組	1	個
3401	鉄アレーラック(台)		1	台
3402	展示用パネル		93	台
3403	展示用ポール		108	台
3404	二客用ソファ(背無)		2	脚
3405	背筋力計		1	台
3406	爆竹台		1	個
3407	肘付椅子		2	脚
3408	肘付椅子	LION #1521	1	脚
3409	肘付椅子	LION #286F	6	脚
3410	腹筋台	NIPPYO	1	台
3411	平行棒		1	台
3412	片袖机		2	台
3413	片袖机	NAIKI NED107C-AWL	1	台
3414	保管庫	VCHDA 1760×880 スチール製	1	台
3415	保管庫	ガラス引戸 1760×880	1	台
3416	保管庫	金剛 1760×880 スチール製	2	台
3417	両袖机	NAIKI NED147BA-AWL	1	台
3418	肋木		1	台
3419	バーベルシャフト	50パイ 2200	1	台
3420	脇机		3	台
20418	バレー支柱アルミ	エバニュー KE-089	4	個
20419	支柱ラック両面10小物置き付	エバニュー KE-795	1	個
20420	バレー支柱緩衝マット2(ポストカバー)	エバニュー KE-150	4	個
20421	バレーネットアンテナDX(2本組)	エバニュー KE-026	3	個
20422	バレーボールネット9人制女子V124	エバニュー KE-686	3	個
20423	アルミソフトバレー・バド・インディアカ40	トウエイライト B-7698	7	個
20424	ソフトバレー専用アンテナ	モルテン BMA	9	個
20425	審判台アルミ150	エバニュー KE-212	2	個
20426	デジタルタイマー60	モルテン TOP60	1	個
20427	デジタルタイマー用フロアスタンド	モルテン TOP60FSN	1	個
20428	デジタルタイマー用リモコンスイッチ	モルテン TOPRS	1	個
20429	ボールキャリア 40N	エバニュー KE-531	1	個
20430	卓球フェンスV-200BL	エバニュー KE-261	5	個
20431	拡声器15S	エバニュー KB-092	1	個
20432	エバーミニコンプST	エバニュー KD-232	1	個
20433	A型バーベルベアリング回転式プレート(穴径51mm)	ダンノA型プレート1.25kg D-920	1	個
20434	A型バーベルベアリング回転式(穴径51mm)	ダンノA型プレート5kg D-922	1	個
20435	A型バーベルベアリング回転式(穴径51mm)	ダンノ Aプレート10kg D-924	2	個
20436	プレートラック	アシックス MDN24A	1	個
20439	ハイグレードホワイトボード(月行事)	オフィスサプライ OD-HGKWS36T	1	台

阿蘇市阿蘇体育館 物品一覧表

台帳番号	備品名称	形式仕様	数量	単位
20440	ネット測定スケール	アシックス244000	1	個
20441	コンドルキャディー(掃除機)	E-130	1	台
20933	ワイヤレスアンプ	UNI-PEX WA-351D	1	台
20934	チューナーユニット	UNI-PEX SU-3000A	1	台
20935	ワイヤレスマイク	UNI-PEX WM-3000A	2	個
20936	ピンマイク	UNI-PEX WM-3100	1	個
23080	デジタルタイマー	molten デジタイマ100X	6	台
23081	リモコンスイッチ机上タイプ	molten OTRSPD	3	個
23082	フロアスタンド	molten TOP100FSN	3	個
23083	ホワイトボード	molten CDW	3	台
23084	ケーブル	molten BHN10C	3	本
23085	ケーブルリール	molten CL100	3	台
23086	ミニミニホーン	molten MMH	3	台
23087	ファールライト	molten BFL5	3	台
23088	ショットクロック	molten BBSCX	3	台
23089	フロアスタンド	molten MSCFSN	6	台
23092	卓球カウンター	TSP	18	台
25015	ソフトバレー支柱差込式	EKP002 H120~200cm スチール 埋込み20cm φ3.8cm	9	セット
25017	プレルボールセット H1000	B-5971 H50~100cm 内アルミ外スチール 埋込15cm φ4c	2	セット
25018	スーパー玉入れカゴ	EKA484 ベース幅100×奥100cm 高H412(一般)H350(ジュニア)	2	台
25019	スーパー玉入れ用玉セット	EKA485 直径5.5cm/8.5cm 外被:ナイロンタフタ(二重構)	2	組
25033	大型掛図スクリーン	MT-200V	1	基
26062	800MHz帯ダイバシティワイヤレス混合分配器	WX-4910	1	台
26067	800MHz帯ワイヤレス受信機(4波受信用)	WX-UR504	1	台
26068	ワイヤレスチューナーユニット	WX-UD500	2	台
26069	ワイヤレスマイクロホン	WX-4100B	2	本
26070	タイピン型ワイヤレスマイクロホン	WX-4300B	2	個
26514	国旗パネル		1	枚
26515	市旗パネル		1	枚
27591	社会体育施設備品(ショートテニス支柱及びネット)	S-0452、S-0452N	1	組